

令和7年  
岩手県教育委員会定例会  
3月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和7年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和7年3月17日(月)午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和6年度冬季大会の結果について (保健体育課)

第3 議案第41号 文化財の指定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第4 議案第42号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)

第5 議案第43号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)

第6 議案第44号 岩手県教育職員免許状再授与審査会規則 (教職員課)

第7 議案第45号 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)

第8 議案第46号 令和7年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育室)

第9 議案第47号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (服務管理監)

第10 議案第48号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (服務管理監)

第11 議案第49号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (服務管理監)

第12 議案第50号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (服務管理監)

閉会

## 事務報告 1

### 令和6年度冬季大会の結果について

本年度、冬季期間に開催された各種大会の結果について報告します。

令和7年3月17日



## 令和6年度冬季大会の結果について

### 1 令和6年度全国高等学校総合体育大会

#### (1) 第74回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会

- ア 会 期 令和7年1月21日（火）～23日（木）  
 イ 会 場 地 スピード：岩手県盛岡市、アイスホッケー：北海道苫小牧市、フィギュア：神奈川県横浜市  
 ウ 参 加 数 参加校5校、選手19名  
 エ 成 績 入賞なし（昨年度 入賞なし）

#### (2) 第74回全国高等学校スキー大会

- ア 会 期 令和7年2月8日（土）～11日（火）  
 イ 会 場 地 北海道名寄市  
 ウ 参 加 数 参加校6校、選手22名  
 エ 成 績 2競技2種目（昨年度 入賞なし）  
 オ 入賞者一覧 ※10位まで入賞

No	順位	競技名	種目名	選手・チーム名
1	6位	クロスカントリー	女子3×5kmリレー	盛岡南
2	9位	ノルディックコンバインド		山本宇宙（盛岡中央3年）

### 2 令和6年度全国中学校体育大会

#### (1) 第32回全国中学校駅伝大会

- ア 会 期 令和6年12月14日（土）～15日（日）  
 イ 会 場 地 滋賀県野洲市  
 ウ 参 加 数 参加校2校、選手17名  
 エ 成 績 1競技入賞（昨年度 入賞なし）  
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	チーム名
1	4位	駅伝（女子）	—	遠野市立遠野中学校

(2) 第45回全国中学校アイスホッケー大会

- ア 会 期 令和7年1月24日(金)～27日(月)  
イ 会 場 地 北海道帯広市  
ウ 参 加 数 13校、選手19名  
エ 成 績 1競技入賞(昨年度 1競技入賞)  
オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	チーム名
1	5位 (ベスト8)	アイスホッケー	-	岩手県選抜

(3) 第45回全国中学校スケート大会

- ア 会 期 令和7年2月1日(土)～4日(火)  
イ 会 場 地 長野県長野市  
ウ 参 加 数 参加校8校、選手8名  
エ 成 績 入賞なし(昨年度 入賞なし)

(4) 第61回全国中学校スキー大会

- ア 会 期 令和7年2月4日(火)～7日(金)  
イ 会 場 地 長野県野沢温泉村  
ウ 参 加 数 参加校16校、選手28名  
エ 成 績 2競技6種目入賞(昨年度 1競技3種目入賞)  
オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手・チーム名
1	1位	クロスカントリー	男子5kmクラシカル	中寫永遠(奥中山中2年)
2	4位		男子4×5kmリレー	小野寺風(一戸中2年) 中寫永遠(奥中山中2年) 石川朋(松尾中2年) 古舘拓(雫石中3年)
3	4位	アルペン	男子回転	八幡陸斗(西根中2年)
4	5位	クロスカントリー	女子3kmクラシカル	西舘陽里(奥中山中3年)
5	5位		女子4×3kmリレー	西舘陽里(奥中山中3年) 小山田凜音(安代中3年) 米倉恵美子(矢巾北中3年) 澤久保昊椰(一戸中2年)
6	6位	アルペン	女子回転	小網由希(黒石野中3年)

### 3 第79回国民スポーツ大会冬季大会

#### (1) スケート競技会・アイスホッケー競技会

- ア 会 期 令和7年1月26日(土)～2月5日(土)
- イ 会 場 地 群馬県渋川市(スピード)、岡山県岡山市(アイスホッケー)
- ウ 参 加 数 少年種別選手5名
- エ 成 績 1競技1種目入賞(昨年度 1競技2種目入賞)
- オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	7位	スピード	少年男子2000mリレー	松本倫太郎(盛岡農業高3年) 武田大飛(盛岡農業高2年) 大峠莉輝(盛岡工業高2年) 植津宏斗(盛岡工業高1年)

#### (2) スキー競技会

- ア 会 期 令和7年2月13日(木)～16日(日)
- イ 会 場 地 秋田県鹿角市
- ウ 参 加 数 少年種別選手21名
- エ 成 績 1競技2種目入賞(昨年度 1競技2種目入賞)
- オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	6位	クロス	女子4×5kmリレー	大堰喜代(盛岡南高2年) 西舘陽里(奥中山中3年) 小山田凜花(盛岡南高2年) 釜石知奈(盛岡南高1年)
2	7位	カントリー	少年男子4×10kmリレー	内記孝宗(盛岡南高2年) 古舘諒誠(盛岡南高3年) 古舘拓(雫石中3年) 地藏堂伊織(盛岡南高2年)



議案第 41 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員数	所 有 者
有第 276 号	<small>みうらめいすけかんけいしりょう</small> 三浦命助関係資料	35 点	釜石市栗林町第 6 地割 37 番地 1 三浦 克俊

令和 7 年 3 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

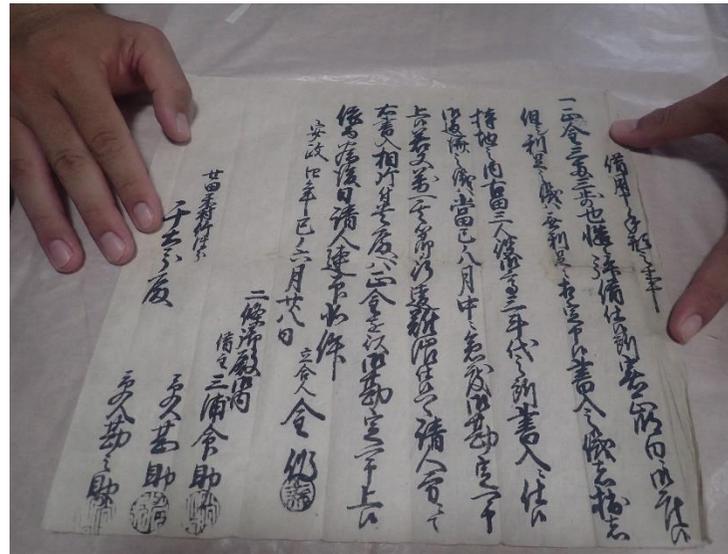
文化財の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（美術工芸品・歴史資料の部）
名 称 ・ 員 数	三浦命助関係資料（みうらめいすけかんけいしりょう）35 点
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	岩手県釜石市栗林町第6地割37番地1 三浦 克俊
文化財の所在場所	同上
指 定 理 由	<p>当該文化財は、盛岡藩で起こった一揆である三閉伊一揆（弘化・嘉永）のうち、嘉永6年（1853）に発生した三閉伊一揆の頭人（指導者）の一人であった三浦命助の足跡や彼の思想、さらに当時の盛岡藩と民衆の動向をうかがうことのできる資料群である。</p> <p>三閉伊一揆はこれまで、盛岡藩の苛政と、凶作や飢饉の被害をまともに受けた三閉伊の民衆が立ち上がった一揆と理解されていたが、近年では豊かな資源に恵まれ、新たな産業が勃興する三閉伊に、藩財政ひっ迫に直面する盛岡藩が新たに課税したことに対する、民衆側の抵抗であると理解されるようになってきている。また、一揆の頭人らは隣藩の仙台藩に越訴し、高度な交渉と政治要求を行い、盛岡藩政に大きな変革をもたらすなど、その民衆知の成熟にも注目が集まっている。</p> <p>三閉伊一揆の頭人であった三浦命助は、一揆の後、身柄を保証されて帰村したものの、自らに迫る危険から逃れるために盛岡藩を後にし、仙台藩領で僧侶・修験となった。さらに京都にのぼり二条家の家中として認められ、正式に「三浦命助」を名乗り、その後、二条家の家中として平田（現釜石市）の番所を越え、盛岡藩に戻ったところを捕らえられて投獄の身となった。</p> <p>本資料群は、6年8か月にわたる牢内の生活のなかで記した「獄中記」など牢内で記した文書をはじめ、三浦命助が山王社の別当で東寿院と名乗り活動していたことがわかる版木、命助やその家族が逃走資金などの調達のために作成した文書や命助が着用した装束など35点からなるものである。</p> <p>これらの資料群は、三閉伊一揆の頭人の足跡を知ることができ、また、一揆を導いた命助が育んだ思想を知るうえで貴重なものである。さらに、全国に知られた三閉伊一揆の性格と実像に迫り、盛岡藩政と民衆の動向をひもとくうえでも貴重で、本県の歴史にとって重要な資料であるものと評価することができる。</p> <p>以上のことから、岩手県指定文化財として指定するものである。</p> <p><b>【岩手県指定文化財指定基準】</b> 有形文化財指定基準 歴史資料の部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。</li> <li>2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。</li> </ol>



獄中記  
(いちばんのちょうめん)



借用申手形之事  
(三浦命助の印あり)



三浦命助着用装束  
(狩衣)



議案第42号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(分掌事務)	(分掌事務)																				
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">室及び課</th> <th style="width: 85%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>                     [略]                      学力向上担当の分掌事務                      (1)～(3) [略]                       [略]                      産業・復興教育担当の分掌事務                      (1)～(6) [略]  <u>(7) グローバル人材の育成に関すること</u>                       ○  <u>(8) [略]</u>                      [略]                 </td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>                     人事給与担当の分掌事務                      (1)～(11) [略]                       [略]                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略]  [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] <u>(7) グローバル人材の育成に関すること</u>  ○ <u>(8) [略]</u> [略]	教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略]  [略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">室及び課</th> <th style="width: 85%;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>                     [略]                      学力向上担当の分掌事務                      (1)～(3) [略]  <u>(4) グローバル人材の育成に関すること</u>                       ○                      [略]                      産業・復興教育担当の分掌事務                      (1)～(6) [略]   <u>(7) [略]</u>                      [略]                 </td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>                     人事給与担当の分掌事務                      (1)～(11) [略]  <u>(12) 教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u>                      [略]                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] <u>(4) グローバル人材の育成に関すること</u>  ○ [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略]  <u>(7) [略]</u> [略]	教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] <u>(12) 教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> [略]	[略]	
室及び課	分掌事務																				
[略]																					
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略]  [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] <u>(7) グローバル人材の育成に関すること</u>  ○ <u>(8) [略]</u> [略]																				
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略]  [略]																				
[略]																					
室及び課	分掌事務																				
[略]																					
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] <u>(4) グローバル人材の育成に関すること</u>  ○ [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略]  <u>(7) [略]</u> [略]																				
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] <u>(12) 教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> [略]																				
[略]																					
2 [略]	2 [略]																				
(附属機関)	(附属機関)																				
第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。	第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。																				
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]																				
<u>(6) [略]</u>	<u>(6) 岩手県教育職員免許状再授与審査会</u>																				
<u>(7) [略]</u>	<u>(7) [略]</u>																				
<u>(8) [略]</u>	<u>(8) [略]</u>																				
<u>(9) [略]</u>	<u>(9) [略]</u>																				
<u>(10) [略]</u>	<u>(10) [略]</u>																				
<u>(11) [略]</u>	<u>(11) [略]</u>																				
<u>(12) [略]</u>	<u>(12) [略]</u>																				
2・3 [略]	2・3 [略]																				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

新たに附属機関を設置する等、教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

新たに附属機関を設置する等、教育委員会の組織を改めようとするものである。

### 第2 規則案の内容

- 1 岩手県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、教育委員会の所管に属する附属機関に追加するとともに、その業務を教職員課で担うことを規定すること。(第63条及び第16条関係)
- 2 学校教育室の業務の移管に伴い、同室内の関係業務の規定を整理したこと。(第16条関係)

産業・復興教育担当から学力向上担当に移管（グローバル人材育成業務）
-----------------------------------

### 第3 施行期日（附則関係）

令和7年4月1日から施行すること。



議案第43号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力向上担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>産業・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学力向上担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>[略]</p> <p>産業・復興教育課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

学校教育室各担当の事務分掌を整理したことに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

## 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

### 第1 改正の趣旨

学校教育室各担当の事務分掌を整理したことに伴い、所要の改正をするものである。

### 第2 訓令案の内容

1 グローバル人材育成業務を産業・復興教育担当から学力向上担当へ移管することから専決権についての規定を整理すること。(第9条関係)

#### 2 施行期日

この訓令は、令和7年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第44号

岩手県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）第6条の規定により、岩手県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第4条 審査会は、必要に応じて関係行政機関の職員その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

岩手県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定しようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育職員免許状再授与審査会規則案要綱

### 第1 制定の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第6条の規定により、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定しようとするものである。

### 第2 規則案の内容

#### 第1条（趣旨）

#### 第2条（組織） 委員の人数

委員の人数は、議事は多数決により決することから奇数とし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針において定める4分野（医療、心理、福祉、法律）を満たすため、「5人」としたものである。また、委員の状況によっては欠員が生じる可能性を考慮し「以内」としたものである。

#### 第3条（会議） 招集権者

審査会は会長が招集することとする。

#### 第4条（意見の聴取）

審査会は必要に応じて特定免許状失効者の免許失効当時の処分庁職員等の関係行政機関の職員その他議事に関係のある者を参考人として招致することができるとしたものである。

#### 第5条（秘密を守る義務）

委員は特別職の非常勤職員の身分を有することとなり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務が課されないことから、当該委員について守秘義務を課す規定を設けるものである。

#### 第6条（補則）

### 第3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。

（理由）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）附則第2条の経過措置の規定により、法第22条の規定は、令和4年4月1日（法施行日）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより特定免許状失効者となった者に係る再授与について適用されることとなっているが、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。）第5条の規定により、教育職員免許状の欠格期間が3年とされていることから、再授与審査が想定されるのは、最も早い場合で、令和7年4月1日以後であることから同日を施行期日とし、経過措置を設けないものである。

## 岩手県教育職員免許状再授与審査会規則 逐条説明書

### 1 制定の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第22条において、特定免許状失効者等（法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の規定により免許状が失効した者及び免許状取上げの処分を受けた者をいう。）に対し、教育職員免許状を再び授与（以下「再授与」という。）するに当たっては、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定された。

これを受け、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第3条から第5条までにおいて規定された事項のほか、省令第6条の規定により、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定しようとするものである。

#### 〈教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）抜粋〉

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第22条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 [略]

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第23条 前条第2項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### 〈教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）抜粋〉

第3条 ～ 第5条 [略]

（雑則）

第6条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

### 2 県規則で定める主な内容

第1条（趣旨）

第2条（組織） 委員の人数

委員の人数は、議事は多数決により決することから奇数とし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針において定める4分野（医療、心理、福祉、法律）を満たすため、「5人」としたものである。また、委員の状況によっては欠員が生じる可能性

を考慮し「以内」としたものである。

#### 第3条（会議） 招集権者

審査会は会長が招集することとする。

#### 第4条（意見の聴取）

審査会は必要に応じて特定免許状失効者の免許失効当時の処分庁職員等の関係行政機関の職員その他議事に関係のある者を参考人として招致することができるとしたものである。

#### 第5条（秘密を守る義務）

委員は特別職の非常勤職員の身分を有することとなり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務が課されないことから、当該委員について守秘義務を課す規定を設けるものである。

#### 第6条（補則）

省令と本規則の規定事項の整理は、別紙のとおりである。

### 3 施行期日

本規則は、令和7年4月1日から施行すること。（附則関係）

（理由）

法附則第2条の経過措置の規定により、法第22条の規定は、令和4年4月1日（法施行日）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者となった者に係る再授与について適用されることとなっているが、免許法第5条の規定により、教育職員免許状の欠格期間が3年とされていることから、再授与審査が想定されるのは、最も早い場合で、令和7年4月1日以後であることから同日を施行期日とし、経過措置を設けないものである。

別紙 法規案逐条説明書補足（審議会条例テンプレート、直近の審議会設置条例との規定の対比）

〇〇審議会条例テンプレート	犯罪被害者支援条例	岩手県教育職員免許状授与審査会規則（省令の規定を統合後）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、〇〇法律（平成 年法律第 号）第 条第 項の規定により、〇〇審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌）</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 〇〇に関する事。</p> <p>（2） 〇〇に関する事。</p> <p>（3） 前 号に掲げるもののほか、〇〇に関する事。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員〇人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。</p>	<p>（審議会の設置）</p> <p>第11条 犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（第11条で言及）</p> <p>（審議会の組織）</p> <p>第12条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、犯罪被害者等支援に従事する者、学識経験のある者その他適当と認める者の</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 法定設置のため、テンプレートに則り趣旨を規定</p> <p>（都道府県教育職員免許状再授与審査会）</p> <p>法第23条第1項 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>省令3条1項 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、</p>

<p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 審議会は、知事が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で</p>	<p>うちから知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長）</p> <p>第13条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（審議会の会議）</p> <p>第14条 審議会は、知事が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決</p>	<p>児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。</p> <p>省令3条2項 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>省令3条3項 委員は、再任されることができ。</p> <p>（会長）</p> <p>省令4条1項 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>省令4条2項 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>省令4条3項 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第3条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>省令5条1項 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>
---	---	---

<p>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第6条 [略] (幹事) 第7条 [略]</p> <p>(意見の聴取) 第8条 審議会は、必要に応じて専門的知</p>	<p>し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(該当なし)</p> <p>(意見の聴取) 第15条 審議会は、必要に応じて専門的知識</p>	<p>省令5条2項 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>省令5条3項 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。</p> <p>(該当なし)</p> <p>(意見の聴取) 第4条 審査会は、必要に応じて関係行政機</p>
--	--	--

<p>識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、〇〇部において処理する。</p> <p>(補則) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第16条 審議会の庶務は、復興防災部において処理する。</p> <p>(会長への委任) 第17条 第11条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>関の職員その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 ※附属機関条例同様に規定</p> <p>(秘密を守る義務) 第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 ※情報公開審査会条例同様に規定 ※規定位置は岩手県いじめ問題対策委員会条例を参考</p> <p>(条例の場合所管を明確にするため庶務の規定を置くが、教育委員会規則であることから教育委員会が事務局であることは明確なため規定不要)</p> <p>(補則) 第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p>
---	---	---

議案第45号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（上級免許状、他教科の免許状等の検定申請）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 免許法別表第5の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる書類並びに学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書の提出を要しない。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>（上級免許状、他教科の免許状等の検定申請）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 免許法別表第5の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類並びに学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、学校の修了証明書又は学士の学位を有することの証明書及び学業成績証明書の提出を要しない。</p> <p>5～7 [略]</p>
2	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 申請の手續等（第8条—第26条）</p> <p>第4章 証明（第27条）</p> <p>第5章 雑則（第28条—第30条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 申請の手續等（第8条—第27条）</p> <p>第4章 証明（第28条）</p> <p>第5章 雑則（第29条—第31条）</p> <p>附則</p> <p><u>（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与申請）</u></p> <p><u>第25条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）であつて、第8条第1項、第9条第1項若しくは第21条の規定により免許状の授与に係る書類を提出するもの又は第13条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第18条、第19条第1項若しくは第21条の規定により教育職員検定に係る書類を提出するもの（第13条第1項の規定により提出する者にあつては同条第4項の規定の適用を受けるものに、第21条の規定により提出する者にあつては施行法第2条第1項の表の第22号又は第23号の規定により申請するものに限る。）は、それぞれ、これらの規定に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）別に定める様式による免許状失効の原因となつた児童生徒性暴力等の事実関係に関する申告書</u></p> <p><u>（2）別に定める様式による再授与審査の申請歴に関する申告書</u></p> <p><u>（3）別に定める様式による職歴・社会活動歴に関する申</u></p>

<p>(非常勤講師の届出)</p> <p><u>第25条</u> [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p><u>第26条</u> [略]</p> <p><u>第27条</u> [略]</p> <p>(申請)</p> <p><u>第28条</u> [略]</p> <p>(原簿)</p> <p><u>第29条</u> [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p><u>第30条</u> [略]</p>	<p><u>告書</u></p> <p><u>(4) 別に定める様式による再犯防止策に関する申告書</u></p> <p><u>(5) 別に定める様式による医師等による意見書</u></p> <p><u>(6) 別に定める様式による更生プログラム等の受講歴等に関する申告書</u></p> <p><u>(7) 別に定める様式による勤務状況等証明書</u></p> <p><u>(8) 別に定める様式による申請者の復職を求める嘆願書</u></p> <p><u>(9) 別に定める様式による反省等陳述書</u></p> <p><u>(10) 別に定める様式による被害者等に対する慰謝措置等に関する申告書</u></p> <p><u>(11) その他教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>(非常勤講師の届出)</p> <p><u>第26条</u> [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p><u>第27条</u> [略]</p> <p><u>第28条</u> [略]</p> <p>(申請)</p> <p><u>第29条</u> [略]</p> <p>(原簿)</p> <p><u>第30条</u> [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p><u>第31条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

令和7年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

特定免許状失効者等が免許状の授与を受けようとする場合の申請手続について定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等が免許状の授与を受けようとする場合の申請手続について定めるとともに、所要の整備をしようとするものである。

### 第2 規則案の内容

- 1 特定免許状失効者等が免許状の授与又は教育職員検定を申請するに当たっては、児童生徒性暴力等防止法第22条の規定及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針により、当該申請に係る書類のほか、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であるかどうかを判断するに当たり、自己申告書等の提出が必要であることから、その旨を規定しようとするものである。
- 2 その他所要の整備をすること。（第13条第4項、第25条～第30条関係）

### 第3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行すること。

（理由）

再授与審査は、児童生徒性暴力等防止法附則第2条の経過措置により、令和4年4月1日（児童生徒性暴力等防止法施行日）以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状の失効又は免許状取上げの処分を受けた者に対して行われるものであり、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項により定められた欠格期間が3年であることも踏まえ、当該施行期日とするもの。

表1の項の改正部分については、法律等の改正によるものではないことから、公布日施行とするもの。

# 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 逐条説明書

## 1 改正の趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第6項に規定する特定免許状失効者等が免許状の授与を受けようとする場合の申請手続について定めようとするものである。

## 2 背景等

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）第22条の規定により、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより、免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者をいう。）に対する免許状の再授与については、改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び授与することができる特例が設けられた。

### 〈教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律抜粋〉

（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第22条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。

）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

### 〈教育職員免許法（昭和24年法律第147号）抜粋〉

第16条の2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。

）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

児童生徒性暴力等防止法第12条の規定に基づき文部科学省が作成した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）において、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であるが、再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、再び児童生徒性暴力等を行わないことを証明し得る書類を授与権者に提出することとされている。

### 〈教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（抜粋）〉

（再授与審査の基本的な考え方）

○ 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。

○ 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は

、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある。(略)

- その際、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、当該申請者において申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を授与権者に提出し、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある。(略)

また、指針では再授与審査における考慮要素及び提出書類例が次の表のとおり示されている。

	考慮すべき主要要素	提出書類例
①	・加害行為の悪質性	・免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 (懲戒免職の場合は処分事由説明書、免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等に関する刑事又は民事裁判がある場合はその判決謄本等を含む。)
	・再授与審査の申請歴	・特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 (他の都道府県教育委員会に申請中でないことの確認、過去の申請歴がある場合はその結果通知及びその後の状況変化を示す書類を含む。)
②	・社会的活動等の状況	・特定免許状失効者等となった後の職歴・社会的活動歴、再犯防止策に関する自己申告書
	・治療・更生等の程度	・複数の医師等による診断書・意見書 (診断名、治療内容(期間、服薬名等)、症状の安定性・治癒の見込み、業務への支障の程度、その他特記事項) ・更生プログラム等の受講等歴・評価書 ・申請者の現在の勤務先による勤務状況等証明書 ・申請者の復職を求める嘆願書
	・反省の程度(被害者等との関係性を含む。)	・申請者の反省文 ・被害者等に対する慰謝措置(謝罪、損害賠償等)や被害者等との示談等に関する自己申告書

### 3 規則案の内容

2の背景等を踏まえ、特定免許状失効者等が免許状を申請するための提出書類を定めること等所要の整備をするものである。

#### (1) 特定免許状失効者等の申請

特定免許状失効者等が免許状の授与又は教育職員検定（以下「免許状の授与等」という。）を申請するに当たっては、児童生徒性暴力等防止法第22条の規定及び指針により、当該申請に係る書類のほか、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であるかどうかを判断するに当たり、自己申告書等の提出が必要であることから、その旨を規定しようとするものである（具体的な様式については、「岩手県教育職員免許状に関する規則において別に定めることとした様式について（平成21年3月31日付け教職第1050号）」において定めること。）。

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号。以下「本規則」という。）に規定する免許状の授与等の申請の中には、一定の免許状を保持した状態でなければ申請できないものがあり、免許状が失効又は取り上げられている特定免許状失効者等は、当該申請をすることができないことから、特定免許状失効者等が申請できる免許状の授与等に係る規定を列記するものである。考え方は次の表のとおりである。

条項	要否	根拠・理由
第8条第1項	○	免許法第5条第1項及び附則第8項の規定に基づく授与のための申請。
〃 第2項	×	提出する書類に係る規定
〃 第3項	×	第3項各号に掲げる者は、免許更新制があった当時の該当者のみで限定されており、特定免許状失効者等は該当しない。
〃 第4項	×	現職教員のみと限定しており、特定免許状失効者等は免許状保有者でないことから該当しない。
〃 第5項	×	準用規定。
第9条第1項	○	特定免許状失効者等が失効した免許状を最初に取得するとき、免許法第16条第1項を授与の根拠としていた場合には、再授与も免許法第16条第1項が根拠となるため必要である。
〃 第2項	×	第8条第3項の理由に同じ。
第10条	×	特定免許状失効者等は、基礎資格（取得の前提条件）となる免許状を保有していない状態であることから申請できない。
第11条	×	第10条の根拠・理由に同じ。
第12条	×	免許法第5条の2第3項の規定による領域追加は、免許状に書き加えるものであり、免許状を保有していない特定免許状失効者等は領域追加をすることができない。
第13条（第4項を除く。）	×	保有している免許状を基礎資格（取得の前提条件）として、上位の免許状、他教科、隣接校種の免許状を取得するための申請であり、特定免許状失効者等は免許状を保有していないことから、教育職員検定を申請

		できない。
第13条第4項	○	<p>免許法別表第5第1欄の中学校の二種免許状を受けようとする者で第2欄の基礎資格がイ又はロに該当する者又は高等学校の一種免許状を受けようとする者で第2欄の基礎資格がイに該当する者（＝単位の修得を必要としない者）は、基礎資格に免許状を含まず、特定免許状失効者等でも申請が可能である。</p> <p>なお、免許状に関する規則第4項本文において、「～必要としない者にあつては、第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに～」となっていることについて、基礎資格に免許状を含まないことから、第9号の有する免許状の授与証明書又は当該免許状の写しを提出する必要がないため、「～第6号から第8号までに～」とするものである。</p>
第14条	×	第12条の根拠・理由に同じ。
第15条第1項	○	免許法第18条第1項の規定による授与について、外国の免許状を基礎資格とする場合において、免許法第10条の規定による失効又は第11条による取り上げ処分は、外国の免許状に適用されるものではなく、再授与申請時点では、当該外国の免許状は保有している場合があり、特定免許状失効者等が申請することは想定されるものである。
第15条第2項～4項	×	<p>第2項については、第8条第3項の根拠・理由に同じであり、第3項及び第4項については、第12条の根拠・理由に同じである。</p> <p>第2項はあえて否定する必要はないが、第1項のみを特定免許状失効者等の提出書類とすればよいものである。</p>
第16条	○	免許法施行法は現在も施行されており、保有する免許状を基礎資格としない免許状については再授与申請が可能である。
第18条	○	免許状の保有を基礎資格としないことから、再授与申請は可能である。
第19条第1項	○	免許状の保有を基礎資格としないことから、再授与申請は可能である。
第19条第2項～第4項	×	第2項は現に助教諭の職にある者に係る規定であり、第4項は普通免許状を有する者に係る規定であることから、特定免許状失効者等は該当しない。第2項は提出する書類に係る規定である。
第20条	×	第12条の根拠・理由に同じ。
第21条第1号	○	教員免許状の保有を基礎としないことから、再授与申請は可能である。
〃 第2号	一部 ○	<p>免許法施行法第2条第1項の表の上欄第22号及び23号については、教員免許状の保有を基礎としないことから、再授与申請は可能である。</p> <p>特定免許状失効者等が免許法第4条の2第2項による授与を教育職員検定で受ける場合、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第64条第2項の表第2欄に掲げる、有することを必要とする免許状</p>

		を保有していないことから、申請できないものである。
--	--	---------------------------

※条項：本規則の該当条項

※要否：特定免許状失効者の再授与申請時点における提出書類に含まれるかどうか。

要＝○ 再授与申請時に必要な書類

否＝× 再授与申請時に申請できない等の不要な書類

※根拠：法令等の該当条項

規定位置については、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与を規定している免許法第16条の2が、書換え又は再交付について規定している免許法第15条の後であることから、本規則においても、免許法に倣い、第24条の再交付の規定の後とするものである。

(2) その他所要の整備をすること。(第13条第4項、第25条～第30条関係)

ア 免許法別表第5の規定の適用を受ける者のうち、単位の修得を必要としない者にあつては、免許状を有することを必要としないため、第1項第9号の書類は必要ではないことから、提出を求める対象書類から除くものである。(表1の項の改正部分)

イ 第25条を追加したことにより、この規則による改正前の第25条から第30条までを1条ずつ繰り下げるものである。

#### 4 施行期日（附則関係）

この規則は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行すること。

##### 【理由】

再授与審査は、児童生徒性暴力等防止法附則第2条の経過措置により、令和4年4月1日（児童生徒性暴力等防止法施行日）以降に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状の失効又は免許状取上げの処分を受けた者に対して行われるものであり、免許法第5条第1項により定められた欠格期間が3年であることも踏まえ、当該施行期日とするもの。

表1の項の改正部分については、法律等の改正によるものではないことから、公布日施行とするもの。